

## 令和健康科学大学キャリア支援委員会規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学学則第58条に基づき、キャリア支援等に関する諸課題を検討するためキャリア支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (構成)

第2条 委員会の構成は、以下のとおりとする。

- (1) 委員は、各学科の教授、准教授及び講師のうちから、学部長の推薦に基づき学長が指名したもので構成する。
- (2) 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- (3) 委員に欠員が生じた時は、委員を補うことができる。この場合の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- (4) 委員長は、委員の中から学長が指名する。

### (運営)

第3条 委員会の運営については次のとおりとする。

- (1) 委員長は委員会を招集し、議長となる。委員長に事故ある時は、予め学長が指名した代理者が代行する。
- (2) 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、出席委員の過半数をもって議事を決する。
- (3) 委員会は、特定事項の調査、研究または処理を行うため、専門委員会を置くことができる。専門委員会は、委員のほか教職員を加えることができる。
- (4) 委員会は、必要に応じ委員以外の教職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学生のキャリア支援に関すること。
- (2) 学生の就職支援に関すること。
- (3) その他学生の卒業後の進路に関すること。

### (補則)

第9条 この規則に定めるもののほか別に定める。

### 附則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。